

退職金つなぎローン (会員の方)

2024年4月1日現在

1. 資金用途	・生活資金、自己居住用住宅資金
2. 貸出形式	・証書貸付または手形貸付
3. 貸出金額	・500万円以内かつ退職金支給予定額の範囲内（原則として1万円単位）
4. 貸出期間	<p>・証書貸付5年以内、手形貸付1年以内          なお、貸出期日は以下のとおりとなります。          「期日一括返済」の場合、原則として退職金支給予定日を貸出期日とします。          「元利均等・期日一括併用返済」の場合、原則として退職金支給予定日直後の返済日を貸出期日とします。          ※「元利均等」の場合、退職金支給時の残債務について、退職金を返済原資として完済いただきます。</p>
5. 借入資格	<p>・次のすべての条件を満たす方</p> <p>① 5年以内に定年退職を予定している方          ② 勤務先の退職金規定等で制度内容が確認できる方          ③ 原則として、当金庫を退職金の振込金融機関に指定される方          ※指定予定者を含みます。          ④ 未成年者、制限行為能力者または住所不定者でないこと          ⑤ 安定継続した家計年収が150万円以上であること          ⑥ 最終返済時年齢が76歳未満であること          ⑦ 保証機関の保証を受けられること</p>
6. 貸出金利	<p>(1) 利率          ・当金庫所定の利率を適用します。(変動金利または固定金利)</p> <p>(2) 利率の見直し          ・変動金利の場合、年2回、6カ月に1度、労金無担保貸出基準金利を基準金利として利率の見直しを行います。          ・利率が変更された場合、店頭掲示または書面により通知します。</p> <p>(3) 返済額の変更          ・変動金利の場合、利率の変更の都度、返済額を見直します。          なお、見直し後の返済額が見直し前の返済額より少ない場合は、原則として返済額を見直さず、最終期日を繰り上げます。</p>
7. 返済方式	<p>① 証書貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「元金据置、利息分割後取」による期日一括返済</li> <li>・「元利均等、利息分割後取」による月賦償還または月賦半年賦併用償還</li> <li>・「元利均等・期日一括併用、利息分割後取」による月賦償還または月賦半年賦併用償還</li> </ul> <p>元利均等償還とは、返済期間を通じて元金と利息の合計額が均等となるよう計算された一定額を毎回支払う方式をいいます。          毎月1回返済を行う「月賦償還」、月賦償還と半年に1回返済を行う半年賦償還とを組み合わせた「月賦半年賦併用償還」があります。</p> <p>② 手形貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「元金据置、利息一括先取」による期日一括返済</li> </ul>
8. 保証	・(一社)日本労働者信用基金協会
9. 保証料等	<p>(1) 保証料</p> <p>① 証書貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保証料は当金庫が負担いたします。</li> </ul> <p>② 手形貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年0.70% 貸出実行時に一括してお支払いいただきます。</li> </ul> <p>(2) 手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要</li> </ul>

10. 担保	・不要
11. ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ	<p>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】 0120-86-3760</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後6時 (土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業)</p> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="https://www.chugoku.rokin.or.jp">https://www.chugoku.rokin.or.jp</a></p>
12. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	<p>・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。</p> <p>なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。</p> <p>【窓口：(一社) 全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249</p> <p>※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問い合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="https://www.chugoku.rokin.or.jp">https://www.chugoku.rokin.or.jp</a></p>

ろうきん

※ 金利情報については、窓口にお問い合わせください。

※ 返済額についてご希望がありましたら試算いたしますので、店頭にてお気軽にご相談ください。